

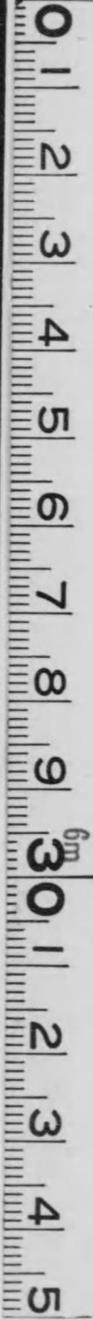
60

478

產婆
看護婦
法令講話

石井宗吉著

始



明治大學教授

石井宗吉述

產婆
看護婦
法令講話

60-478



序

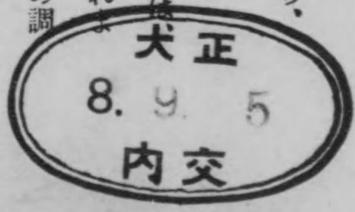
1. 本書は日本産婆看護婦學校に於てなせる講義を、學生の便宜の爲めにこ思つて印刷に附したものであります。

2. 法律の講義をいへば、一概にかたくるしい難解なものと思はれて居りますから、この講義は可成平易に婦人向きにした考です。

3. 産婆看護婦に關する法令は左して多からず、殊に其職業法もいふべきものには甚だ深い解説を要する規定もありませぬ。従て本講義もまた極めて淺近なるを免れさせぬ。其法の解説の中に、聊かたりとも社會思潮にふれ、或は職業に人格の調和に及んだりした、小さい努力を認めて下さる方があれば、著者の仕合です。

大正八年八月

著者





目次

第一講 緒言.....一

第二講 國家、法、宗教道德.....五

第三講 產婆看護婦に關する法規の概念 (其の一).....九

第四講 產婆看護婦に關する法規の概念 (其の二).....二三

第五講 產婆看護婦に關する法規の概念 (其の三).....二七

第六講 犯罪の意義——刑罰の種類——刑事犯と警察犯——法の錯誤不知.....二七

第七講 産婆規則——看護婦規則——其の他關係法令.....二三

第八講 産婆看護婦に關する法規の概念 (其の三).....二七

第九講 犯罪の意義——刑罰の種類——刑事犯と警察犯——法の錯誤不知.....二七

第六講

産婆看護婦となるに就ての資格要件……………三

産婆とは何ぞ、看護婦とは何ぞ——人物に関する要件——學術經驗に関する要件——受験上の心得

第七講

産婆看護婦の開業要件……………二六

産婆の登録——看護婦の免許——登録免許後の訂正——開業届出

第八講

産婆看護婦の業務に関する法規 (其の一)……………三

依頼を拒むことを得るや——代人——醫師の業務との關係——死産證書、死胎検案書——業務上の過失殺傷

第九講

産婆看護婦の業務に関する法規 (其の二)……………三六

秘密漏泄の罪——信用毀損の罪——業務妨害の罪

第十講

産婆看護婦の業務に関する法規 (其の三)……………三九

墮胎の罪——其の行爲——其の處罰——産婆業務との關係

第十一講

産婆組合、看護婦會……………四三

助長と監督——醫師會——組合の権能——組合の事業

第十二講

産婆看護婦の業務の停止、取消、廢業……………四七

刑罰と行政上の制裁——停止又取消の場合——廢業の手續

参照

産婆看護婦に関する現行法令……………五一



明治大學教授 石井宗吉述

產婆看護婦法令講話

日本產婆看護婦學校發行





第一講 緒言

- 一 舊來の考へでは法律、政治、文藝等のこころは普通人にはあまり交渉のないこころで、此等は特殊な人の専門に屬する事柄か、又は一般人より遙に高い處で行はれるものと思はれて居ました。卑近な例を擧げて見れば、法律屋といひ、政治屋といひ、學者といふが如き恰も料理屋、役者といふと同じ様な語を以て呼ばれて居るに徴しても其の一端を窺ひ知る事が出来ます。
- 二 然るに最近になつて法律、政治等の事は人の社會生活上に大なる影響を及ぼし、文藝の事は人の生活や思想の上に深き關係を有するものとして、此等は我々の日常生活に極めて近接すべきものと思はれて來ました。つまり新時代の一現象として法律、政治、文藝等の社會化といふこころは最も注目し値すべきものであります。
- 三 今例を擧げて之を説明して見ますと、政治上に普通選舉といふこころが唱へられ、婦人參政權といふこころも唱へられて居ります。又文藝の方面にも小説や脚本などが在來の様な古い形式内容ではいかぬ、現代人の思想を材料とせる作品でなければ生命がないといふこころになつて來まし

た、更に法律に對する觀念も亦此の如く我々の日常生活に近接し、漸次社會化するべきものであり、現今に於て法律が日常生活に近接せるの最も著しき例は各種の職業に關する法令に付て其の例を見るこゝが出来ます。私は此の種の法令を假りに職業法といつて説明します。たゞへばこれからお話ししようとする産婆看護婦に關する法規の如きであります。

職業法は法律屋といひ、學者といふが如き専門屋のみの研究物ではありませぬ。此等の法令は其の職業の内容を構成し、その業務に就くものゝ日常生活に極めて接近せるこゝを注意せねばなりません。

産婆看護婦に關する事柄に就て例示して見ます。法規には産婆の職業を開くに地方廳の原簿に登録するこゝを要し、看護婦の職業は地方廳より免許狀を得るこゝを要すこゝあります。又犯罪ありたる場合に其業務を停止するこゝか、或は一定の年月休業すれば之を取消すこゝかといふこゝが詳細に規定されてあります。結局法律が其の職業の活殺權を握つて居るのであります。其の他産婆に母體又は産兒に異常あり認むるこゝは醫師の診斷を受けしむべきこゝを命じ、看護婦産婆に業務上の秘密を漏すべからざるこゝを命ぜらるが如きは、常に其の職業に至大の關係ありませぬ。

るばかりでなく、其の業務に就く者の日常生活にも立ち入つて居るこゝを深く注意せねばなりません。此等のこゝを考へて見るに、産婆看護婦の如きは其の職業に關する法令の大體に通じて居らないに、其の業務上に支障を來すばかりでなく、惹て日常生活の不安を招くべきこゝを知り得るのであります。

四

職業法の講義は其の根底たる經濟問題に觸れ、更に婦人の職業問題にも及ばざれば完全なるものにはなりません。社會の經濟組織が改まつて、今迄家庭内に跼蹐した婦人が外に出て、職業に就く様になつた。これが婦人の解放さか、婦人の職業さか云ふやかましい問題なるのであります。元來婦人は繊細なる注意力を有つて居りますから、仕事に依ては男子よりも適當なる場合があります。歐米諸國では婦人が種々なる職業に就て活動して居ります。殊に戦後に於ては男子と婦人の間に職業の分配が喧ましい問題になつて居ります。戦争中戦場へ行つた男子に代つて婦人は社會上のあらゆる仕事に働くこゝになつた。それが平和になり男子が戦場から歸つて來るに及んで、兩者の間に職業の爭奪が起るは當然の勢であります。我邦に於ては未だ婦人の職業は廣く亘つては居りませぬ。然し漸次擴張するべきこゝは疑を容れませぬ。職業問題を

論ぜんごすれば、いろいろの事柄が思ひ浮ばれて來ますが、茲には法令の講義を主として此等の問題には深く立入らぬこととします。只所謂婦人問題の根底は婦人の經濟上の自立に在り、經濟上の自立は其の職業の獨立に在り、而して婦人の職業として我國に於ては、諸子の向はるゝ看護婦産婆の如きが其の代表的のものであることを一言するに止めておきます。

五 職業法を講ずるに付ては、從來二つの見方があります。一は職業に關する個々の法令の註釋を専らとし、一は之に反して法令の解釋よりは、一般の法律觀念を知得せしむることを主とします。眞理は其の中間に在るものご惟はれます。私の講義は職業法を主とし、一般法律の觀念を從とし、適宜參酌案配して可成平易に述べて行くことに努めたいと考へます。

第二講 國家—法—宗教道德

一 職業法を講ずるには其の前提として、廣く法は如何なるものであるか、ご云ふことを考へねばなりません。

又法は國家ご云ふ組織の下に行はるゝものでありますから、國家ごいふことも大體説明しておく必要があります。前に述べた様に産婆看護婦ご云ふ職業は、法に依り國家が之を與へたものであります。此の點から考へて見ても、此等の職業に従事する者は單に其の關係の法令を知るごいふのみでは足りませぬ。今少し廣く國家ごいふこと、法ごいふことの大體觀念を會得するを要します。

更に我々は、社會生活上法の支配を受くるばかりでなく、宗教道德上の支配をも受けて居ります。それ故此等の關係をも一應知つておく必要があります。

二 人々相寄り相集まつて共同生活を爲すごことは、人類の天性と見るべきものでありまして、古來家を聯ねて部落を成し、部落を聯ねて遂に國家を成せるは歴史の證明する事實であります。國

家といふ組織の下に共同生活を爲すことは、人類の生活上の自然の要求であり、又一面に於ては之が人の善事の根源とも見られて居ります。希臘の哲學者は國家は善なり、最高の道德なりといひました。

國家といふ團體は人民、土地、主權といふ三者より構成されて居ります。人民が土地に據り主權に依りて統治せらるゝ團體なり云ふが國家の定義であります。即ち土地に人民を支配するに主權といふ最高の権力があつて、其の團體の秩序が維持され、人民の生存目的が達せらるゝのであります。

三 法は此の如き國家の権力に依りて行はるゝ規則であります。規則とは秩序といふことと同じ意味であります。國家といふ社會團體は人類の團體の中最も大にして、最も理想的のものでありますから、完全なる秩序を保つことを要します。秩序がなければ共同生活は出来ませぬ。從て國家といふ組織も成り立たぬことになります。法は人の社會生活の秩序であります。法は我々の爲し得べき行爲の範圍を、爲すべからざる行爲の範圍とを明に定めて居ります。其の爲し得べき範圍は即ち權利でありまして、他人から犯

されざることを法が保障して居ります。又其の爲すべからざる範圍は義務を稱するものであります。

四 產婆看護婦の職業法も亦此の如き内容を有するものであります。其の詳細は後に説明します。社會生活上の秩序は法のみ限りませぬ。宗教や、道德の如きも亦人の生活上に必要なことを論を俟ちませぬ。

法といひ、道德宗教といふ、人の行爲の準則となり、社會生活の秩序を成すことに於ては相違ありませぬが、宗教と道德とは人の内部精神を支配するものであります。法は之に反し人の外部の行爲を支配するものであります。前者は信仰の念や良心の力に依りて人に遵守を要求するものであります。後者は國家の権力に依りて外部から之を守るべきことを強制せらるゝものであります。其の権力に依りて行はるゝや否やを區別の要點を致します。

五 法と宗教道德とは此の如き區別はありますが、此等は相俟つて社會生活の完美を致すべきもので、我々は何れをも尊重せねばなりません。法律に觸れざれば、罰にさへならざればといふ様な考へで宗教や道德上の教義を輕視する如きは、不心得の甚しきものであります。法の精神は

其の根底に於て宗教、道德上の教義と一致すべきものであります。昔法律といふこと及國家といふことの觀念の幼稚であつた時代には、法と宗教又は道德とは混同して明に分つことを得ませんでした。或は法を以て神の意思なりとし、宗教の力に依つて之を行はしめんとし、或は法は正義なりと見て道德の力を借りたる時代もありました。兩者の間に如何に密接なる關係のあるか否かは、此の事實に徴しても之を窺知することが出来ませう。

第三講 産婆看護婦に関する法規の概念 (其の一)

一 法は社會の秩序を維持し、國民の生存を完全ならしむるものであることは、前に述べた處であります。此の目的の爲めには法は種々なる形態になつて社會に現はれて居ります。或は我々の利益を保護し助長するといふ様な形の場合もあり、又反對に權力を以て我々を強制し其の命する所に従はしむる場合もあり、更に甚だしくなると人の利益を剝奪し、苦痛を與へるといふ様な形の場合もあります。此の如く手段方法は異つて居りますが、其の窮極に於ては「國民の爲めになること」を目的とすることに變りはありません。

看護婦産婆に関する特殊の職業法にも、亦此の如き種々なる方面があります。職業を保護し其の發達を期する規定もあれば、又嚴重なる制裁を加ふる規定もあります。

通俗の觀念で法といへば、一概に峻嚴なものばかり思ふは甚だしい間違であります。法は國民を愛護します。只社會といふ大きい立場から見止むを得ざる場合には強制し、制裁を科し、罰をも加へるのであります。我々はこの法の精神をよく了解しておくことが必要です。

二 法には國と國又は國と私人との關係を定めたものと、私人相互の關係を定めたものとの二つの系統があります。前者を公法といひ、後者を私法といひます。憲法が行政法とか刑法とかいふ法律は、皆この公法に屬すべきものであり、民法が商法とかいふ法律は私法に屬すべきものであります。

産婆看護婦に關する法律は、多く行政法と刑法とでありますから、公法です。従てこれから御話し致しますことも、法律上のこととして國と私人との關係になつて來ます。私人同志のこと例へば産婆看護婦の業務に對する報酬の如きは民法の債權債務の關係になります。法令としては別の系統になりますから注意を要します。

三 普通「法」といひ「法規」といひ「法令」といふ語には種々なる規則が包含されてあります。第一に法律と命令とを區別することを要します。法律は帝國議會の議決を経て 天皇が裁可せられたる規則であり、命令は此の如く議會を通らずして天皇が親裁されるか、又は行政官廳をして發布せしめらるゝ規則であります。法律といひ、命令といふも此の如く其の制定方法の相違から來る區別であつて、國の法規たる實質に於ては二者相違はありませぬ。産婆看護婦に關する特

別の職業法は、皆命令で定められてあります。刑罰に關するこの中で、刑法と名けられてある法律の一部、及其の他の關係法律のことは後に御話し致します。

四 産婆看護婦に關する法規は命令といふ形で制定されて居ることは今述べた通りであります。其の命令中に又種々なる區別がありまして、勅令、省令、府縣令、警視廳令等に分れて居ます。勅令は 天皇の親裁される命令であり、省令は各省大臣をして發せしめらるゝもの、府縣令は府縣知事、警視廳令は警視總監をして發せしめらるゝ命令であります。例へば産婆看護婦とならんとする場合には、一定の資格ある者の外、試験を受けて合格したるものなることを要すこと云ふことが、勅令又は内務省令で定められてあります。而して其の試験に關する詳細のことは、總て府縣令又は警視廳令で規定されてあります。つまり規則の大綱は上級の命令で定まり、其の細目は下級の命令で定まつて居るものと承知すればよいのであります。

五 職業法の内容を成す命令の種類を御話ししましたが、此の如き種別あるは、行政官廳に種々なる階級があることに原因して居ます。又産婆、看護婦の職業に就くものは登録とか、免許とか、届出とかいろ／＼官廳に對する事柄がありますから、此の方面からしても官廳といふことを一

言説明しておく必要があります。

官廳は 天皇の御委任を受けて行政事務を掌るものであります。中央には内閣總理大臣、各省大臣等があり、地方には府縣知事郡長等があります。東京には別に警視總監云ふ官廳があります。産婆看護婦の規則に地方長官があるのは、此の府縣知事又は警視總監を指したものであります。

六 各省大臣及地方長官は、其の所轄の事務に付て命令を出す権限をもつて居ります。産婆看護婦に關する事務は内務大臣の管轄に屬し、それ以下各府縣知事及警視總監の所轄になつて居ります。

尙注意すべきは官廳たる内務大臣、府縣知事又は警視總監の下には之を補助する幾多の官吏があります。場合に依りては其の補助機關の手を通過するを要することがあります。例へば警察署の如きであります。又市町村長などは市町村なる公共團體の吏員で、法律上の性質は全く異なるものであります。

第四講 産婆看護婦に關する法規の概念 (其の二)

法律、命令の概念は前の講義で御話し致しましたから、今度は現在行はれて居る、法律命令、で、産婆看護婦の職業に關係あるものを列挙して、其の大體を説明します。

便宜上産婆に關するものゝ看護婦に關するものを分けて御話しすることにします。

一 産婆に關するもの

(イ) 産婆規則 (明治三十二年勅令第三四五號)

之は産婆の職業に關する根本法ともいふべきもので、産婆となるに就ての條件、名簿登録のこゝ、其の業務上守るべき事柄等が種々規定されてあります。

此の規則は勅令で出されてあります。産婆に關する他の規則が内務省や地方廳から出て居りますが、皆此の規則を根據として其の細目を定めたものに過ぎませぬ。

(ロ) 産婆試験規則 (明治三十二年内務省令第四九號)

この規則は前の産婆規則に、産婆となるには一定の試験を受けて合格したるものなるこゝに

(ハ)

を要すにあるに基き、更に其の試験に就ての詳細なことを定めたものであります。

産婆名簿登録規則（明治三十一年内務省令第四八號）

これも前示勅令に産婆なるには、地方廳の産婆名簿に登録を受くるを要すにあるに基いて其の登録の細目に關して規定したものであります。

(ニ)

其の他死産證書又は死胎檢案書に關する規則（明治三十三年内務省令第四一號）右證書又は檢案書作成に關する細目を定めたる規則（府縣令）産婆組合設置に關する規則（府縣令）、墓地及埋葬取締規則施行方法細目等があります。

(ホ)

戸簿法

出産の届出等に關し一應承知しておくべき規定があります。例へば出生の届出は父又は母が之を爲すべきものでありますが、其の届出を爲すこと能はざる場合には戸主、同居者、分娩に立會ひたる醫師又は産婆は届出を爲すべき義務があります。

二 看護婦に關するもの

(イ)

看護婦規則（大正四年内務省令第九號）

之は看護婦の根本法とも見るべきもので、看護婦なるに就ての要件、看護婦免許の申請、其の業務上守るべき事柄等が規定されてあります。この規則は内務省令で出て居ります。産婆規則と大同小異であります。此の規則を根據として警視廳令で施行細則が出て居ります。

(ロ)

看護婦規則施行細則（大正四年警視廳令第二十號、大正五年改正）

この規則は前の看護婦規則の定むる所に從ひて、更に其の細目を定めたもので、警視廳令で出されてあります。此の外各府縣に於ては地方長官の命令で規定されてある筈です。

三 産婆看護婦に共通なるもの

(イ)

刑法

刑法は犯罪に之に對する刑罰を規定したる法律であります。産婆看護婦の業務に關係ある規定が尠なからぬ故注意を要します。就中、墮胎の罪、業務上の秘密を漏すの罪、過失傷害の罪、他人の業務を妨害し又は信用を毀損するの罪等は、最も注意すべきものであります。

(ロ) 警察犯處罰令及違警罪即決例

處罰令には罰となるべき一定の不法行爲が列擧されており、其の中には産婆看護婦に関するものもあります。而して即決例に依れば科料に當るが如き輕微なる罪は裁判を俟たずして直ちに處罰し得るのであります。

(ハ) 刑事訴訟法及民事訴訟法

此等の訴訟法中産婆看護婦に關係あるは裁判上の證人として立つ場合のこゝであります。例へば醫師、産婆等が其の業務上取扱ひたるこゝに付知り得たる事實にして、黙秘すべき

ものに關するときは、其の證言を拒むこゝを得る旨が規定されてあります。最後に一言注意を要するは、産婆看護婦に關する法規の中、細目に亘るものは地方長官の命令

に依て定められてあるこゝ前に述べた通りであります。而して此の規則は一地方を限り効力を有するものであります。警視廳や其他の地方廳の命令は、多少其の内容手續を異にしますから場合に依り其の地方々々の規則を参照する必要があります。

第五講 産婆看護婦に關する法規の概念 (其三)

既に如何なる種類の法規があるかを知り得た我々は、更に是等の法規の中に定められてある刑罰のこゝを知つておく必要があります。各規則には此の如き行爲をせよ、又は此の如きこゝを爲すべからずと規定されており、此の命令又は禁止に違反したるときは、罰を加へらるゝこゝに定められてあります。更に刑法の中にはより重大なる犯罪を掲げ、其の刑罰を規定してあります。それ故に犯罪、刑罰の太體をお話し致します。

茲に御注意しておきますのは、前にも述べた様に犯罪者を出し、刑罰を科するこゝは決して法の目的ではありません。寧ろ犯罪なく刑罰なきが其の目的であります。只社會の秩序を維持する必要上、止むを得ざる場合に或行爲を罪とし、之に罰を科するのであります。

犯罪とは之を社會上から見れば、お互の共同生活を犯す人の行爲であります。即ち反社會性のものであります。又之を法律の上より見れば、刑罰を科せらるゝ違法の行爲であります。更に詳しく説明すれば犯罪は行爲である以上、單に人々が心の裡に考へて居るだけでは罪にはなら

ぬ、又犯罪は違法の行爲であります。即ち刑法には罪となるべき行爲の内容が定められてあり、之に違反した者が刑罰に觸れたといふことになります。又犯罪は原則として罪を犯す意思即ち故意又は犯意といふものゝ存在することが必要であります。過失は例外として特別の場合に處罰されます。最後に犯罪は責任能力者の行爲でなければなりません。幼者や心神喪失者の行爲の如きは罰はなりません。

二 刑罰は國家が犯罪者に對して科する苦痛又は不利益であります。尙詳しくいへば刑罰は國家と私人との關係に於て成立するもので、之を科するものは常に國家であります。私人間のもの例へば昔の仇討や親が子を懲戒するが如きは刑罰ではありません。又刑罰は犯罪あることを前提とします。従て國家が私人から租税を徴収するが如きは刑罰とはいはれません。

三 我國に於ける現行の刑罰は死刑、懲役、禁錮、拘留、罰金、科料及沒收の七種であります。死刑は即ち人の生命を奪ふ刑罰で、懲役、禁錮、及拘留は人の身體の自由を拘束し、罰金、科料及沒收は財産上に不利益を與ふる刑罰であります。

三 產婆看護婦の業務に關する犯罪中で、刑事法規に觸れたもの、警察法規に觸れたものこの二種があります。例へば墮胎の罪や秘密漏洩の罪の如きは前者であり、官廳に届出すべき義務を怠りたるが如きは後者であります。前者には懲役といふが如き刑罰が科せられてあり、後者には罰金又は科料といふが如く比較的輕き刑罰が科せられてあります。而して此の科料と云ふが如き罰に付ては、刑事裁判所にもち出すことをせず、警察署長又は分署長が即決處分を爲し得ることになつて居ります。但し此の處分に不服なるときは一定の期間内に正式の裁判を要求することになります。

四 最後に注意を要するは、法律の不知又は錯誤といふことであります。通俗に「知らないでは済まぬ」と云ふことがありますが、之と同じ様に法律も知らないといふ理由として済ませることは出来ませぬ。法律の不知——詳しくいへば自己の行爲は法律に觸れるものではないと信じて爲したる行爲は、罪となるか否やに就ては種々なる説があります。犯罪の成立には其の行爲に當るべき法規を知つて居るや否やを問ふ必要はないが、少なくとも法令の禁止に違背して居るといふことを知らざれば、罪にならないといふ説もあります。併し我刑法では之の疑問を明にして居ります。即ち「法律を知らざるを以て罪を犯すの意なしとする

を得ず云々」に規定されてあります。従て法律を知らぬから罪にならぬといふことは出来ない。産婆看護婦の業務上には罪となるべき事柄が多いのですから、豫め之を知つておく必要があります。

第六講 産婆看護婦となるに就ての資格要件

- 一 産婆又は看護婦の如何なるものなるかは一部醫學上のものであり、一部は法律上のものであります。妊婦産婦の處置といひ、又は傷病者の看護といふ其の本體は、他の講義で聞かざるべきことでもありますから茲に省いておきます。只法規上注意すべきは産婆も看護婦も共に公衆の需に應ずること云ふこと、其の仕事が業務を爲すことの二つの條件であります。公衆の需に應ずることは廣く一般人を相手として、其の依頼に應ずること云ふ意味で、ある特定の人を限りて爲すが如きは産婆看護婦とはいはれませぬ。又それを業務を爲すことは收入を目的として、而かも継続的に行はるゝの意味であります。故に一時的に好意を以て人を看護しても看護婦とはいはれませぬ。産婆に付ても同じことであります。
- 二 資格要件に付ては、私は之を人物に關する要件と學術及經驗に關する要件との二つに分ちて説明します。産婆看護婦といふ職業は、人の生命、健康等に重大なる關係を有するものであります。營に一個人に關係あるのみならず、大にしては國民の生死健弱にも關する大切な業務で

あります。それ故に國家は其の職業を尊重して保護するに共に、一面に於ては此の業務に就く者の人物、健康等に注意して、一定の制限を設けて居ります。

(イ) 先づ看護婦に付て見ます。精神病者、傳染性の疾患ある者又は素行不良を認めたる者に對しては地方長官は免許を與へないことになつて居ります。又一度免許を受けたる後に於ても此の如き瑕疵あるに至りたるときは、其の業務を停止し又は免許を取消すことあるべしと規定されてあります。(看護婦規則第三條及第十條)、何れも看護婦なる者の健康にして人物に瑕疵なきを條件としたるものであります。

(ロ) 次ぎに産婆の方面を見ます。これも産婆試験を受けんとする者が、其の以前に墮胎の罪其他業務に關する罪、禁錮以上の刑に處せらるべき罪を犯したるときは、試験を許さざることがあります。又試験に合格した者でも産婆の登録を爲す前に前記の罪を犯したるときは登録を許さざることがあり、更に登録を経て開業したる者も其の後に於て此の如き罪を犯したるときは業務を禁止され、又は一年以内之を停止するよことがあります。(産婆規則第十條及第十三條)、此等も産婆の人物の正しいことを條件としたものであります。

三

以上で看護婦たり産婆たるには、其の人物が善良であり又健康であることを、法が希望して居ることを知るに充分だと思ひます。但し此等の規定は、只人物の最低限を示したに過ぎませぬ。我々は此の如き規定に觸れざるは勿論、それ以上遙に優れた人物ならねばなりません。考へても御覽なさい、産婆を依頼し看護婦を頼むといふ様な場合、言ひ換へれば出産、病傷といふが如きは人間に最も大切な時です。心から、人の同情と助力を求めて居るときであります。此の時に大なる援助者として現はれる産婆や、看護婦は其の業務の上の熟練を要することは勿論であります。人物の上にも立派でなければなりません。産婆學なごで、産婆となり看護婦となるには、其の手の柔かにして清潔なることを要すといふ様な講義があることを聞いて居ります。私達の方面からの希望は、其の手の柔かにして且清潔なるが如く、其の心の繊細にして、且清潔なることに在ります。話が思はず脇道へ入らうとします。私は最後に人物上の要件としては現在の規定よりも、より高い標準が立てられ、而かもそれが實行されることを望む者であることを一言しておきます。

四

次ぎは學術經驗上の要件(年齢もありませんが)に付て述べることにします。

産婆と看護婦とに依つて多少規定の異つてをる所がありますから、之を區別して説明することに致します。

甲、産婆を志望する者は二十年以上の女子で、左記の資格を有することを要します。

(イ) 産婆試験に合格したる者

(ロ) 内務大臣の指定したる學校又講習所を卒業したる者

(ハ) 外國の學校若しくは講習所を卒業し、又は外國に於て産婆免許を得たる者にして内務大臣の適當に認めたる者

産婆試験は府縣知事が之を行ふことになつて居ります。而して一箇年以上産婆の學術を修業したる者でなければ其の試験を受くる資格のないことに規定されてあります。(産婆規則参照)
試験は學說試験と實地試験とに分れて居まして、學說に一度合格すれば其の効力は後日までも存続し、次回には實地のみを受けることが出来ます。科目は左の通であります。

學 說

第一、正規妊娠分娩及其取扱法

第二、正規産褥の経過及褥婦生兒の看護法

第三、異常の妊娠分娩及其取扱法

第四、妊婦産褥褥婦生兒の疾病消毒の方法及産婆心得

實 地

實地試験若しくは模型試験

試験を願出するには卒業證書若しくは修業證書等に受験料を添へ地方廳へ差すことを要します。以上の詳細は産婆試験規則の参照を望みます。尙府縣令に依て試験願書の様式を定めて居る所がありますから注意を要します。

以上の資格を有せざるも産婆の業務を爲し得るものがあります。準産婆と稱せらるゝものでありまして、地方長官は産婆に乏しき地に限り業務の地域及五ヶ年の期限を定め、産婆の業を免許することが出来ます。

乙、看護婦を志望する者は十八年以上で左の資格を要します。

(イ) 看護婦試験に合格したる者

(ロ) 地方長官の指定したる學校又は講習所を卒業したる者
看護婦試験は府縣知事が(東京にては警視總監)之を行ひます。一年以上看護婦の學術を修業したる者でなければ受験資格がありません。

試験科目は左の通りです。

- 第一、人體の構造及主要器官の機能
- 第二、看護方法
- 第三、衛生及傳染病大意
- 第四、消毒方法
- 第五、繃帶術及治療器械取扱法大意
- 第六、救急處置

(看護婦規則参照)

尙試験の細目は各地方廳の命令で定められてあります。東京で受験する場合には警視廳の規則があります。これに依れば受験者は願書に寫眞及手数料を添へ、戸籍謄本、履歴書をも添附す

るを要するこゝになつて居ります。(看護婦規則施行細則参照)

以上の資格を具へざるも看護婦の業を爲すものがあります。地方長官が其の履歴を審査し看護の業務を免許するもので、「準看護婦免狀」と云ふものが下附されます。これは資格ある看護婦の少ない地方などに適用を見るこゝと思はれます。

第七講

産婆看護婦の開業要件

一 産婆看護婦となるには前の資格要件を具へた丈ではまだ足りませぬ。あれは産婆となり得らるゝ要件、看護婦となり得らるゝ要件といふに過ぎませぬ。實際に其の業務に就くことを得るが爲めには、産婆には登録、看護婦には免許といふ重要なことがあります。之も産婆と看護婦とを區別して説明します。

甲、産婆名簿に登録されなければ、産婆となることが出来ませぬ。登録以前に墮胎の罪其の他業務に関する罪、禁錮以上の刑に處せらるべき罪を犯したる者は登録を許されぬことがあります。(産婆細則第十三條)、産婆名簿は一定の形式に依りて作成せられ、各地方廳に保管されてあります。之に登録を願ふ者は産婆名簿登録規則に定められてある様式に従て願書を作り、産婆の試験合格證書又は卒業證書等を添へて地方廳へ差出すことを要します。(實際に於ては開業地區町村長の奥印が要ります)、名簿に登録を受けた者は所定の手数料を收めて此の名簿の謄本の下附を請求することが出来ます。(この謄本下附願にも様式が

あります)、(産婆規則及産婆名簿登録規則参照)

乙、地方長官の免許を受けなければ看護婦となることを得ませぬ。精神病患者傳染性の疾患ある者又は素行不良を認めらるゝ者には免許を與へられませぬ。地方廳にて免許する場合には「看護婦免狀」といふものを下附します。此の免許を願ふには願書を作成し、試験合格書又は修業證書を添へ、戸籍謄本(又は抄本)履歴書及精神病又は傳染性疾患なきことを證明したる醫師の診断書をも添附し、地方廳に差出すことを要します。(看護婦規則及同施行細則参照)

二 如上の登録又は免許を得たものは茲に始めて産婆又は看護婦として其の業務に就くことを得るのであります。萬一登録を受けずして産婆の業務を爲し、又免許を受けずして看護の業務を爲した場合には五十圓以下の罰金に處せられます。

登録又は免許といふことは此の如く一の制限もありませんが、又一面より考へれば其の職業を保護することにもなります。濫りに産婆看護婦の業務を開くことを得ざるものとして、其の職業の神聖な業務の發達を擁護して居るのであります。産婆看護婦の業務に就く者の爲めには重大なる特權を見ることが出来ます。

三 登録又は免許を受けたる者は、其の資格の正確を保つ爲めに常に登録事項、免許事項を正確にしておく必要があります。左に其の場合を例示します。

(イ) 氏名年齢等に異動を生じたる場合、例へば他家へ嫁し又は改名改姓、或は年齢の誤りを發見したる如き場合には二十日以内に其の訂正を地方長官に願出づることを要します。

(ロ) 住所を轉じたる場合、この住所の變更には二つの場合があります。一は管轄地方廳の同一なる場合で、他の一は管轄地方廳の異なる場合です。前の場合には單に住所移轉の事實を届出づる丈で足りませんが、後の場合には直ちに舊住所地の地方廳に名簿の取消を願ひ、更に新住所地の地方廳に名簿登録を願出づべきものであります。看護婦の場合には十日以内は免狀の寫を添へ、後の住所地の地方廳に届出づる丈で足りません。以上の手續を怠るとききは科料の刑に處せられます故特に注意を要します。

四 尙ほ警視廳令に依れば、産婆が開業したるときは十日以内に左の事項を具し、其の登録簿本を添へ開業場所轄の警察官署に届出づべきことになつて居ります。

一、業體

二、開業場所

三、族稱住所

四、氏名

五、生年月日

尙出張所を設けたるときは其の場所及就業時間を記し、十日以内に設置場所所轄の警察官署に届出づべきことになつて居ります。

看護婦に付ては此の如き開業届出の規定はありませんが、規則には其從業中免狀を携帯し、當該官吏又は依頼者若くは主治醫の請求あるときは之を提示すべきことを要求して居ります。

第八講 産婆看護婦の業務に関する法規 (其の一)

産婆又は看護婦として開業するに至る迄の大體のことは既に説明しましたから、更に進んで實際、其の業務に就く場合に心得ふべきことを御話し致します。

- 一 先づ第一に産婆も看護婦も人の生命、健康等に關する重要な職業でありますから、他から依頼を受けた場合には理由なしに其の依頼を拒むことが出来ませぬ。看護婦に付ては警視廳令に於て「故なく看護の依頼を拒むべからず」と規定され、産婆に付ては警察犯處罰令で「故なく妊婦産婦の招きに應ぜざる者云々」と規定され、共に科料の刑に處せらるゝことになつて居ります。此等の法文には二つの重要な意味が含まれて居ります。其の一は産婆の如き職業に在る者が人の依頼に應ぜざる如きは、不當なりとして拒むことを禁じてをること、其の二は此の如く禁じはするものゝ之を絶対的のものにしては又其の職業に就く者の事情を顧みざるに至りますから「故なく」拒んではならぬと云ふことにしたのであります。そこで此の「故なく」は何ぞやといふ問題が起ります。此處に「故なく」とは正當の理由なくしてといふ意味であります。

す。然らば如何なる場合に正當の理由ありし、如何なる場合に其の理由なしと見るべきかは一に其の時の事實問題で決することになりますが、産婆看護婦自身が病氣で外出の出来ないとき、既に先約者の看護に従事して手離し難いときは、其の正當なる理由ある場合の適例に信じます。これに反して、單に憎惡の念の爲めに依頼を拒んだり、又は其の家が不潔なりといふ口實の爲めに行かぬと云ふことがあつたすれば、それは正當なる理由あるものとはいはれませぬ。

- 二 次に看護婦も産婆も無資格者を代人することを禁ぜられてあります。看護婦の場合には無免許者をして代て看護を爲さしむることを得ずし、産婆の場合には産婆名簿に登録を受けざる者に妊婦産婦褥婦又は胎兒生兒の取扱を専任することを得ずさせられてあります。(産婆規則及看護婦規則参照)

- 三 更に業務の實地に立ち至つた場合には、産婆又は看護婦は醫師の業域を犯すことを禁ぜられてあります。醫師には醫師法の特別の規定があり、又故なくして病者の診療を拒むことを得ざる規定もありますから、法は醫師の爲すべきことに立ち入るのを禁じたのでありませう。

(イ)

産婆は妊婦産婦褥婦又は胎兒生兒に異常ありを認むるときは、醫師の診療を請はしめねばなりません。自から其の處置を爲すことを得ざるものであります。但し臨時救急の手當は出来ることになつて居ります。何を臨時救急の手當といふかは専門の講義に譲ります。

産婆は又妊婦産婦褥婦、胎兒生兒に對し外科手術を行ひ、産科器械を用ゐる、藥品を投與し又は之が指示を爲すことを禁ぜられてあります。但し消毒を行ひ臍帶を切り、浣腸を施すが如きことは之を行ふことが出来ます。(産婆規則参照)

(ロ)

看護婦に付ても畧同じことであります。即ち看護婦は主治醫師の指示ありたる場合の外は病傷者に對して治療器械を使用し、又は藥品を救與し若くは之が指示を爲すことを禁ぜられてあります。但し臨時救急の手當は出来ることになつて居ります。臨時救急手當の如何なるものなるかは、やはり専門の講義で聞かるべき事柄です。(看護婦規則参照)

四

産婆には其の業務上尙心得べき大切なことがあります。それは死産證書、死胎檢案書の作成であります。産婆規則には産婆は自ら檢案せずして死産證書、又は死胎檢案書を交付することに

得ずと規定されてあります。死産、死胎といふは重大なる事柄でありますから、其の事實を明瞭ならしむる必要があり、從て産婆は正確に之を記述すべきものであります。又墓地及埋葬取締規則の施行細目に依りますと、妊娠四ヶ月以上の死胎は醫師、若くは産婆の死産證を得て始めて埋葬證が下附されることになつて居ります。此の如く證書は公の効力のあるものであり之を作成するは産婆の公の権能を見ること出来ます。

五

最後に産婆看護婦の業に就く者は業務上の過失殺傷罪といふことを注意すべきであります。

これは刑法に定められてある刑罰でありまして、醫師、産婆、看護婦又は電車の運轉手といふ如き職業に在る者が、その仕事の上に必要な注意を怠り、依つて人を殺傷したる場合には普通の過失に依る殺傷よりも罰が重くされてあります。其の必要な注意とは業務の性質に照して一般人の常識で判断すべきことであります。(刑法第二百一十一條参照)

第九講

産婆看護婦の業務に関する法規（其の一）

看護婦産婆の業務に就く者は前に述べた所の外、尙ほ人の秘密を守り、同業者の業務を犯さず、其の信用を尊重すべきであります。此等は人の本務として良心の要求する所として當然のことであるが、萬一脊徳の事實があり、其の事態の如何に依つては法は之を罪として罰することを規定して居ります。

一 産婆看護婦は其の業務の性質上他人の秘密を知得するの機会が多いものである。みだりにその秘密を漏されては、世間の人は安心して之を頼むことが出来ない様になります。前に一寸述べた様に法廷でも證言を拒絶し得るの権利を與へて秘密を保護して居る。それと同時に之を漏泄することを罰するのであります。

秘密漏泄で最も注意すべきは産婆でありまして、刑法には産婆又は産婆たりし者が故なく其の業務上取扱ひたることに付知り得たる人の秘密を漏洩したるときは、六ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處する規定されてあります。（刑法第三百三十四條参照）

此處にいふ秘密とは他人に知らるゝことを不利益とする私事の意味であります。この私事は本人が告げたのこ、又は自分の業務上の鑑識に依つて知つたのこを區別しませぬ。苟くもそれが業務に關係した事柄であれば皆これに入ります。此の如き私事を故なく漏泄したことに依りて罪となる。漏泄は其の私事を第三者に知らしめることでもあります。よし世間一般の人に告げずとも一人に話しても漏泄になります。又此處に「故なく」といふは、正當の理由なくと云ふことでもあります。故に正當なる理由ある場合は勿論罪になりませぬ。

此の秘密漏泄の罪は被害者が告訴することに依りて罪になります。其の申出がなければ裁判所は之を審理し處罰しませぬ。

看護婦に付ては看護婦規則施行細則に「故なく業務上知得したる秘密を漏泄すべからず」と規定されてあります。産婆の場合も意味は全く同じである。只その刑罰は科料に止まつて居ります。（細則第五條）

二 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用ひて人の信用を毀損し、若くは其の業務を妨害したるものは三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す刑法に規定されてあります。（刑法第二百三十三

條參照)之が所謂信用毀損罪、業務妨害罪であります。

競争的に業務を営む者に排斥、妨害といふことは兎角在り勝ちなことであります。而かも茲に舉げた様な悪辣な手段は最も憎むべきものにして、法は刑罰を加へて迄も之を豫防せむとして居るのである。その虚偽の風説を流布するといふは事實無根の作りごこを多くの人の間に言ひふらすことで、偽計は他人を陥しいる目的に出でたる權謀術數の意味であります。此の如き方法に依りて爲されたる行爲を處罰するのでありまして、相手方が信用を失墜するに至りたるごこを要しませぬ。

又業務を妨害するごこふごこは業務に就くごこを防止し、又は其の發展上に障礙となるべきごこを爲すの意味である。その相手方が仕事を止めてしまつたごこを要しませぬ。

繰り返して申しますが、此等秘密漏泄や、業務妨害は只「罪にならぬ範圍」に於ていふ考では足りませぬ。法は其の著しいものを舉げて居るに過ぎませぬから、産婆看護婦の業務に就くものは良心の上より常に注意するごこを肝要とします。

第十講

産婆看護婦の業務に關する法規

(其の三)

産婆看護婦の業務殊に産婆に付て最も注意を要するは、墮胎罪に關するものであります。萬一、此の如き罪を犯した者は重き刑罰に處せらるゝのみならず、受験資格を失ひ、開業後であれば業務の禁止、停止又は取消、ごこふが如き行政上の制裁をも併せて科せらるゝごこがある。此の如く重要なもの故、墮胎に關する罪の大體を御話する必要があります。

一 墮胎は嬰兒殺と同じやうな觀念であつて、その何れも生活の困難又は不名譽の結果を除去せんごこするに原因するものであります。只其の異なる所は一は尙ほ母體にある間に行はれ、他は既に母體より分離したる後に於て行はるゝ點であります。

二 墮胎は自然の分娩期に先だち人爲を以て胎兒を母體より分離せしむる行爲であります。法律が罪として之を罰するは母體を保護し、又一面に於ては胎兒をも保護するの趣旨より出でたるのであります。出生せざれば人に非らず、從て胎兒は人格者ではありませぬが、法律は之を保護して居ります。

三 墮胎は自然の分娩期に先ちて母体外に排出する行爲であります。藥品等にて胎内にて殺したる上排出する場合もあり、又活きたまゝ排出する場合もあります。何れの場合も罪になります。墮胎罪は胎児が死亡しなければ成立せぬ云ふ議論もあるが、我邦に於ては胎児が生きて居つても苟くも自然の分娩に先ち人爲を以て母體より分離せしめたるときは、總て墮胎罪なるといふことに判決例が定まつてをります。御注意までに申上げておきますが、難産の場合に母體の危険を救ふ爲めに、醫師又は産婆が流産若くは早産をなさしむるが如きは、正當なる業務上の行爲でありますから勿論罪とはなりません。

四 墮胎罪は種々に分れて居ります。

(イ) 懐胎の婦女自ら墮胎を爲す場合

この罪の主體となる者は懐胎せる婦女であります。墮胎の方法は法律には制限がありません。ぬから、藥物服用其他如何なる手段でもよいのであります。又直接に手を下すと他人に依頼して爲すを問ひませぬ、皆罪となります。

(ロ) 第三者が墮胎せしむる場合

この場合は前に述べた様に他人に依頼するに多く起るに過ぎません。懐胎の婦女自身は無論罪となりますが、其の依頼を受けて爲した者も亦罪となります。本人の依頼もなく其の承諾もなき場合にも亦犯罪が構成されます。

(ハ) 醫師、産婆、藥劑師又は藥種商が墮胎を爲さしめた場合

此等の業務に在る者は墮胎に關する技術上若くは藥物上の知識を有つて居りますから、之を犯すの危険性あるものとして法律は特に之を掲げて、若し此の如き職業の者が墮胎せしめたる時は普通人の場合よりも重き刑罰を加へて居ります。墮胎の方法、其他のことは前に御話したこゝに相違ありません。

(ニ) 墮胎の爲めに婦女を死傷に致したるときは刑を加重されます

(ホ) 婦女の依頼なく承諾なきときは、たゞひ結果が惹起せられず未遂の状態にあつても墮胎未遂罪として處罰されます。

五 墮胎罪の處刑は婦女自身の場合が一番軽く、第三者が爲す場合が其の次ぎで、醫師、産婆等の爲す場合が最も重く罰せられます。刑は皆懲役です。重きは七ヶ年まで、軽きは三ヶ月までに

規定されて居ります。(刑法第二百十二條乃至二百十六條参照)

第十一講 産婆組合、看護婦會

同一の職業に就く者が、組合を組織して、共同の利益を増進せむことを計るは、世間に其の例の多いこととあります。産婆、看護婦に付ても産婆組合及看護婦會の規定があります。

法規が此種の組合に立ち入るには二つの理由があります。一は此の如き組合又は會の組織を公に認めて益其の發達の期せんとする、即助長的の方面であり、他は此の如きものには往々弊害を伴ふことがあつて、組合の目的外の仕事をしたり、或は依頼者から不廉の料金をこつたり、又は組合員から不當なる會費等を徴収したりすることがありますから、之を取締るに云ふ趣旨即ち監督的の方面であります。

一 産婆に關しては東京府の規則は極簡單でありまして、只産婆が組合を設けんとするときは其の規約書を添へて府廳の許可を受くべしと云ふ規定があるのみであります。即ち産婆組合の憲法とも云ふべき相互の契約を府に差出して許しを得ることを設立の要件として居ります。

二 看護婦に付ては稍詳細なることが看護婦規則施行細則(警視廳令)に依て規定されてある。其

の要綱は左の通りです。

- (イ) 看護婦會を組織せんとする者は住所氏名及事務所の所在地名等を記し、其の會の規約を添へ願出で許可を受くることを要します。
- (ロ) 看護婦會の會員となる者は看護婦の免許を受けたる者に限ります。
- (ハ) 看護婦會を組織するこの許可を受けたる者は其の事務所に會員名簿を備付け置くことを要します。

(ニ) 會員名簿には會員の族籍氏名生年月日及免狀に記載したる看護婦の番號年月日免狀を下附したる府縣名を記載しておくことを要します。

(ホ) 警視廳にて必要あり認めたる場合には規約の變更を命じ會員名簿の提示を命じ、又は看護婦會の解散を命ずることが出来ます。

(ヘ) 看護婦會自から解散したるときは解散後十日以内に其の旨を届出づることを要します。

三 参考^{●●●}に醫師會のことを一言します。醫師會は法律の認むる所であつて、其の設立に付ては地方長官の認可を要するこのことになつて居ります。郡市區醫師會と府縣醫師會との二つがあり、其の

区域内の醫師は凡て加入することを強制せられます。醫師會は又醫事衛生に關して官廳の諮問に應じ建議をなす等の公の權能を認められて居ります。又會則に違背したる會員より百圓以下の過怠會を徴收することも出来ます。

四 産婆組合、看護婦會といふも、醫師會の如く完全なるものではありません。組合員を強制的に加入せしむることは出来ず、又公の權能もありませぬ。同じ性質の會の様に見えますが、其實質の異なることを注意せねばなりません。

五 一般的に組合の實際問題としては、組合の目的たる事業、組合員の加入退脱、會費の徴收等が主なる事項となる。産婆組合、看護婦會に於てもそれと同じことと思はれます。その他醫師との連絡を圖ることや、業務上の報酬を統一することも重要な仕事になります。私はこの種の組合に對しては其の存立の目的たる事業として組合員の業務上の知識を絶へず濫養し、其の人格の向上をも期すること、を第一の眼目とし、而かも之が實行されることを希望します。之が爲めには組合に於て講演會、講習會といふ様なものを開くことも有益でありませう。それから組合の第二の事業としては組合員の開業、就職の世話をする、ことです。繁閑その場所を見てす

ることは個人の方ではなし得ざることがあります。組合或は會に於て之を周旋紹介するといふ様なことが出来て、此等の自由職業の需給が圓滑に調節されるれば、實に其の業務に就く人の利益のみでなく、一般社會の利便も尠なからぬことと思はれます。少しく餘談に亘つたかも知れませぬが、組合の事業を發達せしむるは組合の存立を確實ならしむる所以であり、惹て之を助長せんとする法の趣旨にも副ふことになりますから、一言申し加へた次第であります。

第十二講 産婆看護婦の業務の停止、取消、廢業

是までは看護婦産婆が其業務に就て活動しつゝある場合のこゝを述べて來ましたが、最後に其の業務の活動の休止又は終熄する場合のこゝを御話して、此の講義の結末を致します。

一 業務の停止又は取消は本人の意思に依るものでなく、或不法行爲又は規則違反ありたる場合に科せらるゝ行政上の制裁である。廢業は全く之と異なり本人の意思に依るもので、制裁ではありませぬ。前者即ち停止の如き行政上の制裁は刑罰と之を併せて科せらるゝものでありますから注意を要します。

二 業務の停止は産婆も看護婦も共に地方長官の命ずる所であつて、如何なる場合に此の停止處分を受くるかは産婆と看護婦とに依りて少しく異なる點があります。

(イ) 産婆に於ては墮胎の罪其他業務に關する罪又は禁錮以上の刑に處せらるべき罪を犯したるときは一年以内之を停止さるゝことがあります。

(ロ) 看護婦に於ては精神病に罹り、又は傳染性の疾患ある者若くは素行不良と認むる者、或は

其の業務に關し犯罪又は不正の行爲ありたるときは期日を定めて業務を停止するよこが
あります。

業務の停止は其の期間丈職業に就くよを得ざるものでありまして、期日經過すれば再び業務
を開くよが出来ます。又此の如く所定の期間が経過せずとも期間内に停止を命ぜられざる事
故が消滅し、又は本人の改悛の状態に依りて其の停止を解除するよがあります。

尙茲に注意を要するは産婆の業務の禁止であります。禁止は停止よりも違法行爲の事態重きも
のに科する行政上の制裁であつて、停止の如く一定の期間後には當然復業し得らるよといふの
ではなく、他日本人の行狀に依りて解除の特典に浴する迄は幾年を経るも其の業を営むよを
得ざるものであります。停止又は禁止せられたるにも拘らず尙業務を爲すよきは五十圓以下の
罰金に處せられます。

三

登録又は免許の取消は、行政上の制裁といふよりは登録又は免許の處分の原因に誤りのあつた
よき、又は久しく休業する等の理由にて存続せしむる價値なしと認めらるよ場合には行はるよこ
よが多いのであります。只看護婦の場合に制裁の最も重きものよして免許を取消すよが規定

されてあります。

取消の場合を左に分説します。

(イ) 産婆に付ては試験に關する規定に違背したるよを登録後に發見したるよきは其の登録を
取消するよがあります。又三ヶ年間其の業を営まざるよき又は瘋癲白痴不具癱疾みな
つて其の業を営むに堪へずと認むるよきは地方長官は登録を取消すよが出来ます。

(ロ) 看護婦に於ては業務に關し犯罪若くは不正の行爲ありたるよきは地方長官は免許を取消し
免狀を返納せしむるよが出来ます。

以上は規則に明記されてあるよを説明したのですが、此の外に尙一般の原則からして前に述
べた如く免許又は登録の原因に誤りのあつた場合に取消するよがありますから注意せねば
なりません。例へば産婆たり、看護婦たるの資格要件を完全に具へざるものを誤つて完全なり
と信じてました場合の如きであります。

四

廢業は讀んで字の如く本人が自から其の業務を廢止するよであります。看護婦も産婆も國家
から許され其の特別の保護、監督の下に在る職業でありますから、世間の普通の營業者が廢業

する場合の如く、本人の自由勝手にはなりません。一定の手續を要します。

(4) 産婆が廢業したるときは二十日以内に地方長官に名簿取消の登録を願出づることを要します。

(ロ) 看護婦廢業したるときは二十日以内に免狀を住所地の地方長官に返納することを要します。看護婦が三年以上其の業務を営まざるときは廢業したるものと看做されます。此の場合に於ても免狀を返納すべきであります。

五 看護婦産婆が死亡し又は失踪の宣告を受けたるときは戸籍法に依る届出義務者から二十日以内に、産婆に在りては名簿の取消、看護婦に在りては免狀の返納を爲すべきものであります。以上の規定に違背する場合には何れも料金の制裁があります。

(参照)

産婆看護婦ニ關スル現行法令

(産婆ニ關スルモノ)

産婆規則

(明治三十二年勅令第三百四十五號)

- 第一條 産婆タラムトスル者ハ二十年以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ要ス
- 一、産婆試験ニ合格シタル者
- 一、内務大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者(明治四十三年五月勅令第二一八號ヲ以テ改正)
- 一、外國ノ學校若シクハ講習所ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ産婆免許ヲ得タル者ニシテ内務大臣ノ適當ト認メタル者(大正六年七月勅令第七十二號ヲ以テ改正追加)
- 第二條 産婆試験ハ地方長官之ヲ舉行ス
- 第三條 一箇年以上産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ラサルハ産婆試験ヲ受クルコトヲ得ス

第四條 産婆名簿ハ地方長官之ヲ管理ス

- 産婆名簿ニ登録ヲ受ケントスルモノハ産婆試験合格證書卒業證書又ハ免許證ヲ添ヘ地方長官ニ願出ツヘシ(大正六年七月勅令第七十二號ヲ以テ改正)
- 産婆名簿ノ登録事項ニ異動ヲ生シタルトキハ二十日以内ニ産婆名簿ノ訂正ヲ願出ツヘシ
- 産婆名簿ノ登録事項ハ内務大臣之ヲ定ム
- 第五條 産婆其ノ住所ヲ移シタル爲管轄地方廳ヲ異ニスルトキハ直ニ前ノ管轄地方廳ニ産婆名簿ノ取消ヲ願出テ後ノ管轄地方廳ニ産婆名簿ノ登録ヲ願出ツヘシ
- 前項ノ登録換ヲ爲ササルモノハ産婆ノ業務ヲ爲スコトヲ得ス
- 第六條 産婆廢業シタルトキハ二十日以内ニ地方長官ニ産婆名簿取消ノ登録ヲ願出ツヘシ
- 産婆失踪又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ地方長官ニ産婆名簿

取消ノ登録ヲ願出ツヘシ

第七條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ニ異常アリト認ムルトキハ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ス但シ臨時救急ノ手當ハ此限ニ在ラス

第八條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ニ對シ外科手術ヲ行ヒ産科器械ヲ用キ藥品ヲ投與シ又ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス但シ消毒ヲ行ヒ臍帶ヲ切り浣腸ヲ施スノ類ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 産婆ハ産婆名簿ニ登録ヲ受ケサルモノニ妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ノ取扱ヲ專任スルコトヲ得ス

第九條ノ二 産婆ハ自ラ檢案セシテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ス(前記勅令ヲ以テ追加)

第十條 産婆ニシテ墮胎ノ罪其他業務ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ地方長官ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又ハ一年以

内之ヲ停止スルコトヲ得産婆名簿登錄前ニ犯シタル罪ニ付テモ同シ

第十一條 試験ニ關スル規程ニ違背シタル者アルトキハ其試験ヲ無効トスルコトヲ得若シ己ニ登録ヲ受ケタルトキハ其登録ヲ取消スコトヲ得

第十二條 地方長官ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又ハ停止シタル後本人ノ行狀ニ依リ其禁止又ハ停止ヲ解除スルコトヲ得

第十三條 産婆試験ヲ受ケントスル者又ハ産婆名簿ニ登録ヲ願出ツル者ニシテ試験又ハ登録ノ以前墮胎ノ罪其他業務ニ關スル罪禁錮以上ノ刑ニ處セタルヘキ罪ヲ犯シタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ナルトキハ試験又ハ登録ヲ許可セサルコトヲ得

第十四條 産婆ニシテ三箇年間其ノ業ヲ營マサルトキ又ハ瘋癲、白痴、不具癡疾ト爲リ其業ヲ營ムニ堪ヘスト認ムルトキハ地方長官ハ産婆名簿ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第十五條 産婆名簿ノ登録登錄ノ取消主要ナル登録事項ノ訂正竝ニ産婆業ノ禁止又ハ停止及其ノ解除ハ地方長官之ヲ告示ス

第十六條 左ニ掲クル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
一、産婆名簿ニ登録ヲ受ケスシテ産簿ノ業務ヲ爲シタル者

二、産婆名簿ノ登録ヲ取消サレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者

三、産婆ノ業ヲ禁止又ハ停止セラレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者

四、第三條ニ關シ虚偽ノ證明又ハ陳述ヲ爲シタル者

五、第七條乃至第九條ノ二ニ違背シタル者(前記勅令ヲ以テ改正)

第十七條 第四條第三項第五條第二項及第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

第十八條 本令施行以前内務省又ハ地方廳ヨリ産婆ノ免狀又ハ鑑札ヲ受ケ現ニ其業ヲ營ム者ハ本令施行後六箇月以内ニ地方長官ニ願出テ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ得

第十九條 地方長官ハ産婆ニ乏シキ地ニ限り當分ノ内出願者ノ履歷ニ依リ業務ノ地域及五箇年以内ノ期限ヲ定メ産婆ノ業ヲ免許スルコトヲ得前項ノ免許ヲ受ケタル者ハ産婆ニ準シ本令ヲ適用ス但シ産婆名簿ニ登録スル限ニ在ラス

第二十條 本令ハ明治三十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

産婆試験規則

(明治三十二年内務省令第四十九號)

第一條 産婆試験願出ノ期日舉行ノ期日及場所ハ地方長官之ヲ告示ス

第二條 試験科目ハ左ノ如シ

學說

- 第一 正規妊娠分娩其ノ取扱法
- 第二 正規産褥ノ経過及褥婦生兒ノ看護法
- 第三 異常ノ妊娠分娩及其ノ取扱法
- 第四 妊婦産褥婦生兒ノ疾病消毒ノ方法及産婆心得

實地

實地試験若クハ模型試験

- 第三條 學說試験ニ合格シタル者ニ非レハ實地試験ヲ受クルコトヲ得ス
- 第四條 學說試験ニ合格シ實地試験ニ落第シタル者又ハ實地試験ヲ受ケサル者ハ次回以後ノ試験ニ於テ實地試験ノミヲ受クルコトヲ得
- 第五條 産婆試験ヲ受ケントスル者ハ産婆學校産婆養成所等ノ卒業證書若ハ修業證書又ハ産婆若クハ醫師二名ノ證明アル修業履歴書ヲ添ヘ地方長官ニ願出ヘシ但第四條ニ依リ實地試験ノミヲ受ケントスル者ハ學說試験合格ノ證明書ヲ添ヘ願出ヘシ

地方長官前項ノ願出ヲ許可シタルトキハ指令ヲ要セス其願書ヲ受理シ許可セサルトキハ之ヲ却下ス

- 第六條 産婆試験ヲ願出ル者ハ収入印紙ヲ以テ試験手数料金一圓ヲ納付スヘシ
- 第四條ニ依リ實地試験ノミヲ願出ル者ト雖モ本條ノ手数料ヲ納付スヘシ
- 第七條 地方長官ハ學說試験及實地試験ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付シ學說試験ニ合格シタル者ニハ證明書ヲ交付ス
- 第八條 地方長官ハ受験人心得其他試験場ノ整理ニ關スル條規ヲ定メ試験場ニ揭示スヘシ
- 當該官吏ハ受験人心得其他前項ノ條規ニ違背シタル者ニ退場ヲ命スルコトヲ得

産婆試験願書様式

(明治四十五年二月)
(東京府告示第四十七號)
産婆試験ヲ受ケントスルモノハ自今左記様式ニ據

リ本人自書ノ願書類ニ資格證明書ヲ添ヘ當廳へ差出スヘシ

但シ願書ニハ最新戸籍謄本(若クハ戸籍抄本)寫眞一葉ヲ添ヘ尙寫眞ハ手札形トシテ出願前六ヶ月以内ニ撮影シタルモノニシテ其裏面ニハ撮影年月族稱氏名ヲ記入スヘシ

(第一號様式) (用紙美濃紙)

収入印
紙一圓

産婆試験願

本年何月何日施行ノ産婆試験相受度別紙何々學校養成所卒業證書寫(又ハ修業證書)修業履歴書戸籍謄本寫眞相添ヘ此段相願候也

年 月 日 居 所

知事宛

氏 名 印

追テ産婆規則第十三條ニ掲クル處刑ヲ受ケタ

ル事無之候(若シアリトセハ何年何月何々ノ罪ニヨリ何々ノ刑ニ處セラレ候)

(第二號様式) (用紙美濃紙)

収入印
紙一圓

産婆實地試験願

本年何月施行ノ産婆實地試験相受度別紙何道府縣ニ於テ合格セシ學說合格證明書寫戸籍謄本寫眞相添ヘ此段相願候也

年 月 日 居 所

知事宛

氏 名 印

追テ産婆規則第十三條ニ掲クル處刑ヲ受ケタル事無之候(若シアリトセハ何年何月何々ノ罪ニヨリ何々ノ刑ニ處セラレ候)

產婆名簿登錄規則

(明治三十一年內務省令第四十八號)

- 第一條 產婆名簿ニハ左ノ事項ヲ登錄スヘシ
 - 一 登錄番號登錄年月日
 - 二 族籍(外國人ナルトキハ其國籍)氏名、年齡、住所
 - 三 產婆規則第一條規定ノ資格及ヒ資格ヲ取得シタル年月日、竝ニ同則第一號ノ資格ニ付テハ試驗ヲ受ケタル地方廳名(明治四十三年五月內務省令第十六號ヲ以テ改正)
 - 四 開業地(住所以外ノ地ニ於テ開業スルモノ又ハ出張所ヲ設ケタルモノハ之ヲ記載ス)
 - 五 業務ニ關スル犯罪禁錮以上ノ刑ニ該ル犯罪(其年月日事由)
 - 六 產婆業ノ禁止停止解除(其年月日事由)
 - 七 名簿取消ノ年月日事由

第三條 產婆ノ業ヲ營マントスルモノハ本令第一

- 條第二號第三號第四號ノ事項ヲ明記シテ其ノ住所地ヲ管轄スル地方廳ニ願出テ產婆名簿ニ登錄ヲ受クヘシ
- 第四條 產婆規則第五條第一項ノ場合ニ於テハ前條ノ管轄地方廳ハ產婆名簿ノ取消ノ登錄ヲ爲シ其登錄事項ノ謄本ヲ以テ後ノ管轄地方廳ニ其旨ヲ通知スヘシ
- 後ノ管轄地方廳ハ前ノ管轄地方廳ノ通知ヲ俟タズ本人ノ願出ニ依リ直ニ產婆名簿ニ登錄ヲ爲スヘシ但必要ト認ムル場合ニ於テハ前ノ管轄地方廳ノ通知ヲ俟チ又ハ之ニ照會ヲ經タル後登錄ヲ爲スヘシ
- 第五條 產婆名簿ノ訂正又ハ取消ノ登錄ヲ爲ストキハ其ノ部分ニ朱線ヲ畫シ訂正又ハ取消ノ事由年月日ヲ朱記スヘシ
- 第六條 產婆名簿ニ登錄ヲ受ケタル者謄本手数料金五拾錢ヲ納付スルトキハ登錄ノ謄本ヲ受クル

コトヲ得

謄本手数料ハ收入印紙ヲ以テ納付スヘシ

(別記)

產婆名簿樣式略ス

產婆名簿登錄取消訂正等出願樣式

(明治四十三年六月 東京府告示第百二十八號)

產婆名簿登錄登錄ノ取消及訂正竝ニ名簿謄本下附ヲ出願セントスルモノハ自今左記樣式ニ依リ願書差出スヘシ

(第一號)

產婆名簿登錄願

今般何區何町何番地(何誰方)ニ於テ產婆開業仕度候ニ付產婆名簿登錄被成下度別紙資格證書寫竝戶籍謄本相添此段相願候也

年 月 日 住所

氏 名 印

知事宛

本願書ハ所轄區役所町村役場經由ヲ要ス

(第二號)

產婆名簿登錄願

從來何府縣何郡區何市町村何番地ニ於テ開業中之處今般何區何町何番地へ轉居產婆開業致度候ニ付產婆名簿登錄被成下度別紙戶籍謄本相添へ此段相願候也

年 月 日 住所

氏 名 印

知事宛

本願書ハ所轄區役所町村役場經由ヲ要ス

(第三號)

產婆名簿登錄事項訂正願

一、異動ヲ生シタル事項(何々)

一、異動ヲ生シタル年月日(何年何月何日)

右ノ通異動候ニ付產婆名簿登錄事項訂正被成下度別紙戶籍謄本相添此段相願候也

年 月 日 住所

氏名印

知事宛

本願書ハ所轄區役所町村役場經由ヲ要ス

(第五號)

收入印紙
五十錢

産婆名簿謄本下附願

産婆名簿謄本御下附相成度此段相願候也

年 月 日 住所

氏名印

知事宛

○東京府令第六十二號 (三十三年五月二十三日)

産婆ニシテ組合ヲ設ケントスルトキハ其規約書

ヲ添ヘ當廳ノ許可ヲ受クヘシ但シ從來組合ヲ設

ケタルモノニアリテハ三十日以内ニ本文ノ手續

ヲナスヘシ

本令ニ違フ者ハ科料ニ處ス

○内務省令第四十一號 (三十三年九月三日)

死亡診斷書死胎檢案書並ニ死産證書死胎檢案書

記載事項ノ件左ノ通相定ム

第一條 醫師ハ其作爲スヘキ死亡診斷書又ハ死體

檢案書ニ左ノ諸件ヲ記載スヘシ

一 死亡者ノ氏名其職業及其出生ノ年月日

二 病死者ニ在テハ其病名自殺者ニ在テハ其手

段自殺以外ノ變死者及中毒ニ在テハ其種類

三 發病ノ年月日

四 死亡ノ年月日時及其場所

第二條 醫師及産婆ハ其作爲スヘキ死産證書又ハ

死胎檢案書ニ左ノ諸件ヲ記載スヘシ

一 父ノ氏名職業、私生子ニ在テハ母ノ氏名職

業及父母ノ出生ノ年月日

二 死胎ノ嫡出子庶子私生子及男女ノ別

三 妊娠ノ月數

四 分娩ノ年月日時及其場所

附則

九 死胎ノ嫡出子庶子私生子ノ別

右證明檢案候也

年 月 日 住所 醫師(産婆) 何某印

記載方

一 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其ノ

父ノ氏名ヲ記スヘシ

二 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其父

ノ出生ノ年月日時ヲ記スヘシ

三 死胎ノ何タルニ拘ハラズ其ノ母ノ出生ノ年月

日時ヲ記スヘシ

四 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其ノ

父ノ職業ヲ記スヘシ若シ私生子ナルトキハ其ノ

母ノ職業ヲ記スヘシ

總テ職業名ハ農工商等單一ノ汎稱ニ據ラスシテ

小作業吳服商又ハ大工職等成ルヘク細密ニ記ス

ヘシ

五 妊娠ノ月數ハ受孕ヨリ分娩ニ至ル妊娠ノ經過

本令ハ明治三十四年一月一日ヨリ施行ス

○東京府令第三百三號 (明治三十三年二月十八日)

本年九月内務省令第四十一號ヲ以テ規定セラレ

タル醫師ノ作爲スヘキ死亡診斷書死體檢案書及

醫師又ハ産婆ノ作爲スヘキ死産證書死胎檢案書

ノ様式並ニ其記載方ハ左ノ各項ニ據ルヘシ

第二死産證書死胎檢案書

様式

死産證書(死胎檢案書)

一 父ノ氏名(私生子ノ場合ニ在テハ)母ノ氏名

二 父ノ出生ノ年月日(私生子ノ場合ニ在テハ

之ヲ除ク)

三 母ノ出生ノ年月日

四 父ノ職業(私生子ノ場合ニ在テハ)母ノ職業

五 妊娠ノ月數

六 分娩ノ年月日時

七 分娩ノ場所

八 死胎ノ男女ノ別

ニシテ死胎ハ約四週日ヲ一月ト做シタル第幾月
目ニ該當スルカヲ記スヘシ

六 分娩ノ年月日時ヲ記スヘシ若シ明瞭ナラサル
トキハ推定シタル年月日時ヲ記スヘシ此場合ニ
ハ推定ノ二字ヲ冠セシムルヲ要ス

七 分娩ノ場所ハ郡市區町村大字名及番地ヲ記ス
ヘシ

八 死胎ハ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルカ若クハ私
生子ナルカノ別ヲ記スヘシ

墓地及埋葬取締規則施行方法細目
標準(抜抄)

第十一條 (第一項第二項省略)

妊娠四ヶ月以上死胎ニ係ルトキハ醫師若クハ產
婆ノ死産證ヲ差出シ區長又又ハ戶長ノ認許證ヲ
乞フヘシ

第十二條 區長戶長ハ前條ノ届出證書ヲ領收スル
ニアラサレハ埋火葬ノ認許證ヲ與フヘカラス

ヲ記シ(若シ業務代理者ヲ置クトキハ其ノ住所
氏名ヲ記シ登録簿本又ハ免狀寫ヲ添付シ十日内
ニ設置場所所轄ノ警察官署ニ届出ツヘシ異動ヲ
生シタルトキ亦同シ
本令ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

胞衣及産穢物取扱方 (警視廳令)

胞衣及産穢物ヲ投棄シ又ハ人家若クハ井戸ヲ距ル
五間以内ノ地ニ埋納スヘカラス其五間以外ノ地ト
雖モ穴ノ深サ三尺以上トナスニアラサレハ之ヲ埋
納スルコトヲ得ス

(第二項乃至第五項省略)
本令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

戸籍法 (抜抄)

第七十二條 嫡出子出産ノ届出ハ父之ヲ爲シ父カ
届出ヲ爲スコト能ハサル場合又ハ民法第七百三
十四條第一項、第二項但書ノ場合ニ於テハ母之

○警視廳令第四十二條 (明治三十九年七月三日)

獸醫産婆藥種商製業者開業シタルトキ八十日以
内ニ左ノ事項ヲ具シ其ノ免狀又ハ免許鑑札ノ寫
又ハ登録簿本ヲ添ヘ届出ツヘシ

- 一、業體
- 二、開業場所
- 三、族稱住所
- 四、氏名
- 五、生年月日

前項届出ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ廢業
シタルトキハ十日内ニ、死亡シタルトキニ戸籍
法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内に其ノ旨届出
ツヘシ

本令ニ依ル届出ハ開業ノ場所所轄警察官署ニ之
レヲ爲スヘシ

○警視廳令第四十二號 (明治三十九年七月五日)
醫師齒科醫師獸醫及ヒ産婆ニシテ診察所治療所
ノ出張所ヲ設ケタルトキハ其ノ場所及就業時間

ヲ爲スコトヲ要ス

庶子出生ノ届出ハ父之ヲ爲シ私生子出生ノ届出
ハ母之ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スヘキ者カ届出ヲ
爲スコト能ハサル場合ニ於テハ左ニ掲ケタル者
ハ順序ニ從ヒ届出ヲ爲スコトヲ要ス

- 第一、戶主
- 第二、同居者
- 第三、分娩ニ立會ヒタル醫師又ハ産婆
- 第四、分娩ヲ介抱シタル者

第七十四條 民法第八百二十一條ノ規定ニ依リ裁
判所カ父ヲ定ムヘキトキハ出生ノ届出ハ母之ヲ
爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ届書ニ父ノ未定
ナル事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十二條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準
用ス

第八十六條 認知セラレタル胎兒カ死體ニテ生レ
タル時ハ出生届出義務者ハ其事實ヲ知りタル日

ヨリ十四日以内ニ認知ノ届出地ニ於テ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス但シ遺言執行者カ前條ノ届出ヲ爲シタル場合ニ於テハ遺言執行者其届出ヲ爲スコトヲ要ス

第七十六條 正當ノ理由ナクシテ期間内ニ爲スヘキ届出又ハ申請ヲ爲ササルモノハ八十圓以下ノ過料ニ處ス

第七十七條 第六十四條ノ規定ニヨリ市町村長カ期間ヲ定メテ届出又ハ申請ノ催告ヲ爲シタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ其期間内ニ届出又ハ申請ヲ爲ササルハ者ハ二十圓以下ノ過料ニ處ス

第七十九條 過料ノ裁判ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所又ハ居所ノ地ヲ管轄スル區裁判所之ヲ爲ス其裁判及ヒ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

一、人體ノ構造及主要器官ノ機能

二、看護方法

三、衛生及傳染病大意

四、消毒方法

五、繃帶術及治療器械取扱法大意

六、救急處置

第五條 一年以上看護ノ學術ヲ修業シタル者ニアラサレハ看護婦試験ヲ受クルコトヲ得ス

第六條 看護婦ハ主治醫師ノ指示アリタル場合ノ外被看護者ニ對シ治療器械ヲ使用シ又ハ藥品ヲ授與シ若ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス但臨時救急ノ手當ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 看護婦其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキ八十日以内ニ免狀ノ寫ヲ添ヘ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第八條 看護婦免狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ

(看護婦ニ關スルモノ)

看護婦規則 (大正四年内務省令第九號)

第一條 本條ニ於テ看護婦ト稱スルハ公衆ノ需ニ應シ傷病者又ハ癡婦看護ノ業務ヲ爲ス女子ヲ謂フ

第二條 看護婦タラムトスル者ハ十八年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ倣フ)ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一、看護婦試験ニ合格シタル者

二、地方長官ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者 地方長官免許ヲ

與フルトキハ看護婦免狀ヲ下附ス

第三條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ與ヘサルモノトス

第四條 看護婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス

試験科目ハ左ノ如シ

事由ヲ記シ二十日以内ニ住所地ノ地方長官ニ再下付ヲ願出ツヘシ但シ毀損ノ場合ニハ毀損シタル免狀ヲ添付スヘシ

族籍氏名ニ變更ヲ生シ又ハ生年月日ノ訂正ヲ要スルトキハ其事由ヲ記シ二十日以内ニ免狀ヲ添ヘ地方長官ニ書換ヲ願出ツヘシ

亡失シタル免狀ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第九條 看護婦廢業シタルトキハ二十日以内ニ免狀ヲ住所地ノ地方長官ニ返納スヘシ

看護婦三年以上其ノ業務ヲ營マサルトキハ廢業シタルモノト看做ス

看護婦死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ免狀ヲ返納スヘシ

第一項及第二項ノ場合ニ於テ免狀ヲ返納スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ届出ツヘシ

第十條 看護婦第三條ニ該當シ又ハ業務ニ關シ犯

罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ住所ノ地方長官ハ期日ヲ定メ其ノ業務ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消シ免狀ヲ返納セシムルコトアルヘシ
本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ疾病治療シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトヲ得

第十一條 免許ヲ受ケスシテ看護ノ業務ヲ爲シ若ハ停止中其ノ業務ヲ爲シタル者又ハ第六條ノ規定ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
第十二條 第七條第一項第八條又ハ第九條ノ規定ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ施行前地方長官ニ於テ與ヘタル免狀、免許狀、免許證ハ本令ニ依リ下付シタル看護婦免狀ト看做ス

本令施行ノ際現ニ地方廳ノ看護婦名簿ニ登錄ヲ受ケ居ル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做シ

看護婦免許ヲ下付ス

本令發布ノ際現ニ看護ノ業務ヲ爲ス者ニシテ本令施行後三月内ニ届出ツルトキハ地方長官ハ履歷ヲ審査シ試験ヲ要セス免許ヲ與フルコトヲ得

前項ノ免許ハ本令第二條ニ依ル免許ト同一ノ効力ヲ有スルモノトス地方長官ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ニ對シ當分ノ内其ノ履歷ヲ審査シ看護ノ業務ヲ免許シ准看護婦免狀ヲ下付スルコトヲ得
准看護婦及男子タル看護人ニ對シテハ本令ノ規定ヲ準用ス

看護婦規則施行細則

(大正四年九月警視廳令第二十號)
(大正五年廳令五號改正)

看護婦規則施行細則左ノ通定ム

看護婦規則施行細則

第一條 看護婦試験ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ住所族籍氏名年月日ヲ記入シ左ノ書類及手数料金五十錢ヲ添付シテ願出ツヘシ

一、看護婦規則第二條第一號又ハ第二號ノ資格證書ノ寫

二、精神病又ハ傳染性疾患ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書

三、戶籍謄本(抄本)

四、履歷書

第二條 看護婦試験ヲ受ケントスル者ハ願書ニ前

條第三號第四號ノ書類及出願前六ヶ月以内ニ撮影シタル寫眞(手札形半身ニシテ普通ノ臺紙ヲ用キス美濃紙半折ノ表面中央部ニ貼附シ他ノ半面ニ住所氏名年月日生及撮影年月日ヲ自書スルヲ要ス)並ニ手数料金壹圓ヲ添付シテ願出ツヘシ

提出シタル試験願書及添付書類(寫眞)手数料ハ何等ノ理由アルモ之ヲ還付セス

試験願書ノ提出期ハ毎年二月及八月トス

試験施行ノ日時及場所ハ三十日以前之ヲ告示ス

第三條 試験出願者ハ試験場ニ於テハ總テ試験係

員ノ指示ニ違フヘシ

試験期日ニ出頭セス又ハ試験半途ニ退席シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ無効トシ且期限ヲ定メテ試験ヲ許可セサルコトアルヘシ

第四條 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ下付ス

合格證書ヲ下付シタル後前條第三項ニ該當スル事項アリタルコト發覺シタルトキハ其合格證書ヲ無効トシ且之ヲ返納セシム

第五條 看護婦ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、無免許ノ者ニシテ代テ看護ヲ爲サシムルコトヲ得ス

二、故ナク看護ノ依頼ヲ拒ムヘカラス

三、故ナク業務上知得シタル秘密ヲ漏泄スヘカラス

第六條 看護婦ハ從業中免狀ヲ携帯シ當該官吏又

ハ依頼者若ハ主治醫ノ請求アルトキハ之ヲ提示スヘシ

第七條 看護婦其ノ住所ヲ變更シタルトキハ十日内ニ後ノ住所地所轄警察官署ヲ經テ届出ツヘシ

第八條 看護婦規則第八條又ハ第十條第二項ニ依リ免狀ノ書替又ハ再下付ヲ出願セムトスル者ハ手数料金二十錢ヲ納付スヘシ

第九條 他ノ道府縣ニ住所ヲ有スル看護婦ニシテ管内ニ於テ臨時業務ニ従事シ一ヶ月ヲ經過シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免狀ノ寫ヲ添ヘ之ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨ヲ三日内ニ從業地所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十條 看護婦會其ノ他看護婦ノ業務ニ關スル團體ヲ組織スルトスル者ハ住所族籍氏名生年月日及事務所ノ所在地名ヲ記シ其ノ規則若ハ規約ヲ添ヘ願出許可ヲ受クヘシ其規則規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

看護婦ノ免許ヲ受ケタル者ニ非サレハ前項ノ組

織ヲ爲スコトヲ得ス

第一項ニ依リ組織ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ事務所ニ會員名簿ヲ備ヘ會員ノ族籍住所氏名生年月日及免狀ニ記載シタル看護婦又ハ准看護婦ノ別番號年月日免狀ヲ下付シタル道府縣名ヲ記載シ異動アル毎ニ加除訂正スヘシ

警視廳ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規則若ハ規約ノ變更會員名簿ノ提示又ハ看護婦會其他看護婦ノ業務ニ關スル團體ノ解散ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 看護婦會其ノ他看護婦ノ業務ニ關スル團體ヲ解散シタルトキハ解散後十日以内ニ届出ヘシ

第十二條 所轄警察官署ハ看護婦ニシテ精神病又ハ傳染性疾患ニ罹レル疑アリト認ムルトキハ警察官若ハ警察醫員ヲシテ之カ檢診ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十三條 第一條第一項第二條第一項及第八條ニ

依リ納付スヘキ手数料ハ東京府金庫事務取扱銀行若ハ其代理店ノ預金證(警視廳ヲ受取人ト指定シタルモノニ限ル)又ハ郵便爲替證書ヲ以テスヘシ

第十四條 看護婦規則第七條第一項第八條第九條

第一項第三項第四項本令第一條第十條第一項及第十一條ノ願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十五條 本令ニ關スル警察官署ノ職務ハ島地ニ在リテハ島廳又ハ島役所之ヲ行フ

第十六條 第五條、第六條、第七條、第九條、第十條第一項第十一條ノ規定ニ違背シ又ハ第十條第三項ノ命令ニ從ハス若ハ第十二條ノ檢診ヲ拒ミタル者ハ科料ニ處ス

附則

第十七條 看護婦免狀ヲ所持スル者ニシテ現ニ東京府下ニ居住スル者ハ住所氏名生年月日及免狀ヲ交付シタル府縣名免狀ノ年月日番號ヲ記シ大正四年十二月三十一日マテニ届出ヘシ

第十八條 官公私立病院ニ專屬シテ看護ニ従事スル者ニハ本令ヲ適用セス

第十九條 本令ノ規定ハ准看護婦及男子タル看護人ニ之ヲ準用ス

(産婆及看護婦ニ關スルモノ)

刑法 (抜抄)

秘密ヲ侵ス罪

第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス(第二項ハ略ス)

第三百三十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待ツテ之ヲ論ス

過失傷害罪
第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
前項ノ罪ハ告訴ヲ待ツテ之ヲ論ス

第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

墮胎ノ罪

第二百十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十三條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十四條 醫師、產婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ承諾ヲ得

スシテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ末遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シテ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

信用及業務ニ對スル罪

第二百十三條 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

○刑事訴訟法(抜抄)

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、

ルニ非サレハ答辯スルコト罷ハサルトキ

○警察犯處罰令(抜抄)

(明治四十一年九月内務省令第十六號) (明治四十一年十月一日施行)

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未満ノ拘留又ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス

五、他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

六、新聞紙雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リシ者

十、自己占有ノ場所内ニ老幼不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要スル者若クハ人ノ死屍死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者

前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者

十八、病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者

十九、濫ニ催眠術ヲ施シタル者

辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者及ヒ宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル事實ニシテ黙秘スヘキモノニ關スルトキ

○民事訴訟法(抜抄)

第二百九十八條 左ノ場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第二 醫師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、

神職及ヒ僧侶カ其身分又ハ職業ノ爲委託ヲ受ケタルニ因リテ知リタル事實ニシテ黙秘スヘキモノニ關スルトキ

第三 問ニ付キテノ答辯カ證人又ハ前條ニ掲ケタル者ノ恥辱ニ歸スルカ又ハ其ノ刑事上ノ訴追ヲ招ク恐アルトキ

第四 問ニ付キテノ答辯カ證人又ハ前條ニ掲ケタル者ノ爲直接ニ財産權上ノ損害ヲ生セシム可キトキ

第五 證人カ其ノ技術又ハ職業ノ秘密ヲ公ニス

二十一、官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セサル者
三十、使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者
三十四、人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス

- 一、許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レカ保存ヲ爲シタル者
- 二、公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸程シ又ハ臀部股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者
- 三、街路ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 七、開業ノ醫師、産婆故ナク病者又ハ妊婦産婦ノ招キニ應セサル者
- 十、濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者

十一、監置ニ係ル精神病者ノ監視ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者

第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

○違警罪即決例(抜抄)

(明治十八年九月二十四日
太政官布告令三十一號)

- 第一條 警察署長及ヒ分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スヘシ但私訴ハ此限ニ在ラス
- 第二條 即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒス被告人ノ陳述ヲ聽キ證據ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ爲スヘシ又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ出廷セサル時ハ直チニ其言渡書ヲ本人又ハ其住所ニ送達スルコトヲ得
- 第三條 即決ノ言渡ニ對シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ裁判ヲ經

スシテ直チニ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ即決ノ言渡ヲ爲シタル警察署ニ申立書ヲ差出スヘシ但其期限ハ第二條第一項ノ場合於ニテハ言渡アリタルヨリ三日内第二項ノ場合ニ於テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日内トス

第七條 第五條ニ定メタル期限内ニ正式ノ裁判ヲ請求セサル時ハ即決ノ言渡ヲ以テ確定ノモノトス

大正八年九月一日印
大正八年九月五日發

刷行

產婆看護婦法令講話與付
(定價金 六拾錢)

不許
複製

著者
石井宗吉

石井宗吉

印刷者

丸貴英郎

東京市京橋區具足町九番地

印刷所

日本印刷出版合資會社

東京市京橋區具足町九番地

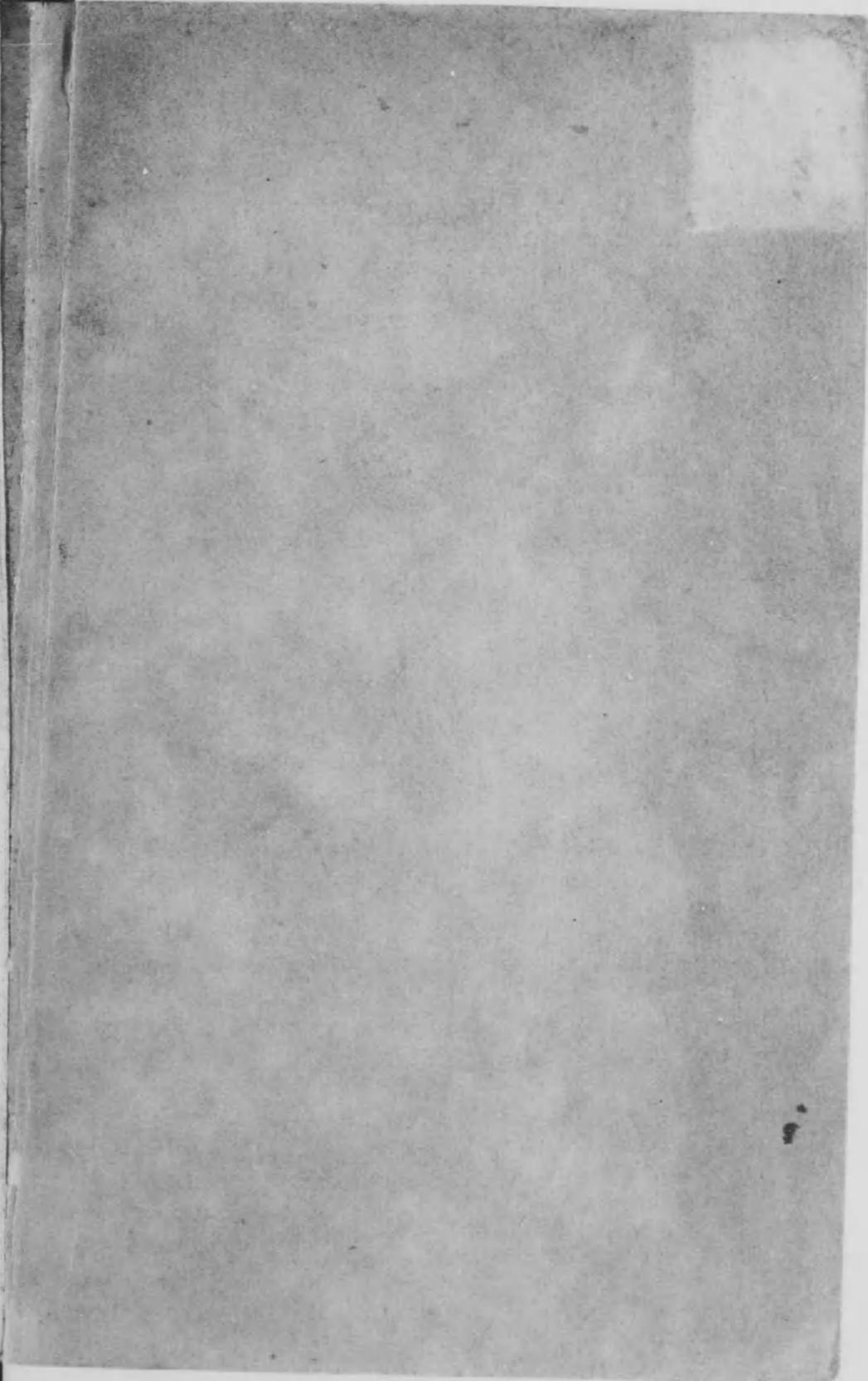
發行所

私立日本產婆看護婦學校

東京市麴町區麴町一丁目十九番地
電話 九段 四六〇番

石井宗吉

60
478



終

